


所管部課	総務部総務管財課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準の改正について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	契約事務規則		
	部課機関			
1. 要旨				
(1) 主な改正点				
①不誠実な行為として、「落札したが契約しない場合」を追加する。				
②社会的信用失墜行為として、「契約関係法令違反による逮捕」等を追加する。				
③契約成績不良等に、工事評定点を導入する。(50点未満)				
④指名停止期間の標準期間(概ね期間の中期)の設定をする。				
⑤準市内業者の取り扱い基準に係る届出書の虚偽記載等について、指名停止措置を行えるようにする。				
⑥その他、東京都や他市の状況を参考に、所要の改正を行う。				
(2) 施行日				
平成27年2月1日				
(3) 影響と効果				
入札等の公平かつ公正な運用に資することができる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
平成26年度第13回指名業者選定委員会において協議済み。				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。